

# 告 示

## 埼玉県告示第三百五十号

測量計画機関である東日本総合計画株式会社から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

東日本総合計画株式会社

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量・出来形確認測量）

### 三 作業地域

富士見市北別所地区

### 四 作業期間

令和五年三月十七日から令和五年四月三十日まで